

出張労働相談

- ・弁護士、労働基準監督官が対応
- ・予約不要・秘密厳守・相談無料

長期化するコロナ禍の影響から、一方的な解雇や雇止め、賃金の減額や不支給、休むように言われ休んでいるのに賃金の補償がないなど様々な問題が発生しています。一人で悩まずまず相談してください。

会場

8月26日(木)

受付：午後1時00分～4時00分
(相談は午後4時30分まで)

J：COMホルトホール大分
201会議室 (大分市金池南)

※当日は電話相談もできます。
070-1535-9266

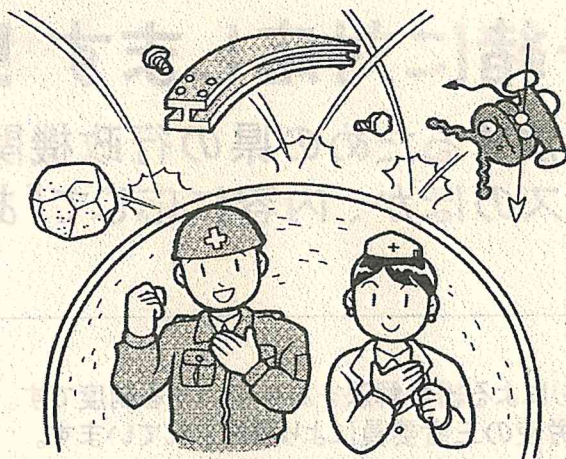
会場周辺図

大分市役所
トキハ
コンパルホール
県庁
別府方面
国道10号
佐伯方面
大分駅
JR日豊本線
←大道
ホルトホール大分
←大道、高速大分IC
国道10号線

【相談事例】

- ・賃金、残業代の未払
- ・長時間労働
- ・パワハラ・セクハラ
- ・年休の5日取得義務化
- ・解雇、退職引き留め

※使用者（個人事業主含む）・労働者・
フリーランスの方々の相談をお受けします



お問い合わせ先 **大分県労政・相談情報センター**（県雇用労働政策課労働相談・啓発班）
携帯・スマホからは ☎ 097-532-3040
フリーダイヤル ☎ 0120-601-540
大分県労働委員会事務局 ☎ 097-536-3650
大分市商工労政課 ☎ 097-537-5964

※ 上記相談日以外も、大分県労政・相談情報センターの相談員が電話・来所相談をお受けしております。

働くこと、職場での悩み事は、 労政・相談情報センターへ

労働相談専用ダイヤル「労働110番」

☎0120-601-540

(携帯・スマホからは ☎097-532-3040)

相談時間 8:30～17:15

※土日、祝日を除く



【最近の相談事例から】

Q. 県外にいる友人の結婚式に行くため、シフト表作成前に3日間の年次有給休暇の取得を申し出ましたが、「この忙しい時期に3日も休めるわけじゃない!」と言われ認めてくれません。3日間の連続休暇は取得できないのでしょうか。

A. 事業主は年次有給休暇の取得を拒むことはできません。ただし、このことにより事業の正常な運営を妨げることになる場合は、別の日に取得するように求めることができます。(時季変更権)しかし、時季変更権を行使するための条件は極めて限定的で、単に「多忙だから」「代わりの従業員がいないから」という理由だけでは認められません。

大分県労働委員会が一緒に対応します!

大分県労働委員会は労使紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行うことができます。

大分県労働委員会の「あっせん」とは...

- ① あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。

お問合せ:大分県労働委員会事務局

(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

☎097-536-3650 (労働相談ダイヤル)

相談時間 9:00～17:00 ※土日、祝日を除く

大分県